

給水装置名義・水道使用者 変更届について

給水装置名義とは

東海村が敷設した配水管から分岐し（取り出し）てから蛇口までの給水管と、それに直結している蛇口などの給水用具を給水装置といいます。

この給水装置はすべて、お客さまの財産ですので、お客さま自身で維持管理していただくことになります。（水道メーターのみ東海村の財産です。）

この給水装置の所有権を持っている方のお名前が、給水装置名義となります。

水道使用者とは

給水装置を通して供給される水道を実際に使用して水道料金をお支払いただく方のことです。アパートや貸家等の場合、給水装置名義は大家で、水道使用者は入居者となり、給水装置名義と水道使用者が異なることとなります。

名義変更について

次のような場合には、「給水装置名義・水道使用者変更届」に記入の上、東海村水道課まで直接または郵送で提出をお願いいたします。

1. 水道使用者を変更する（例：借家等で、使用者を夫から妻に変更する場合）
2. 給水装置名義を変更する（例：アパート、貸家、貸店舗等の売買をした場合）
3. 給水装置名義・水道使用者の両方を変更する（例：相続などを受けた場合）

裏面に記入例がありますので、御覧ください。

当てはまる口に✓ →

給水装置名義・水道使用者
 給水装置名義
 水道使用者

変更届

提出日

〇〇 年 〇〇月 〇〇日

東海村長 様

標記について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

窓口に来る方の住所・氏名

届出人 住所

東海村東海 3-7-1

氏名

東海 二郎

記

変 更 年 月 日	変更年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
給 水 装 置 設 置 場 所	東海村 東海 3-7-1 <small>水道使用場所の住所</small>	
新 名 義 人 新 使 用 者	現 住 所	東海村船場 768 <small>新名義人の住所・氏名・連絡先</small>
	ふりがな	とうかい はなこ
	氏 名	東海 花子 TEL 029-282-3435
旧 名 義 人 旧 使 用 者	現 住 所	東海村東海 3-7-1 <small>旧名義人の住所・氏名</small>
	ふりがな	とうかい たろう
	氏 名	東海 太郎 TEL 029-282-1711
給 水 装 置 所 有 者 *使用者のみ変更の場合記入		
水 道 料 金 等 支 払 方 法	口座振替 (新規 ・ 継続) ・ 直送	
使 用 人 数	人	井戸 (有 ・ 無)
量 水 器	口径φ	No. —
変 更 理 由	売買・相続・贈与・寄付・その他()	
備考	水栓番号 [本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()]	
受 付	電算入力	注意 *この申請書は、使用者・所有者等を変更する場合に使用します。 * 売買、競売等の場合には、必ず証明になる資料を添付してください。 例) 売買契約書の写し、登記簿謄本の写し等 *変更する際、水道料金は前回の検針日又は次回の検針日からの変更となりますので、水道料金の日割り計算はできません。